

---

# 伊賀市社会福祉協議会における 日常生活自立支援事業の取組について

**2021年4月21日**  
**社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会**  
**田邊 寿**

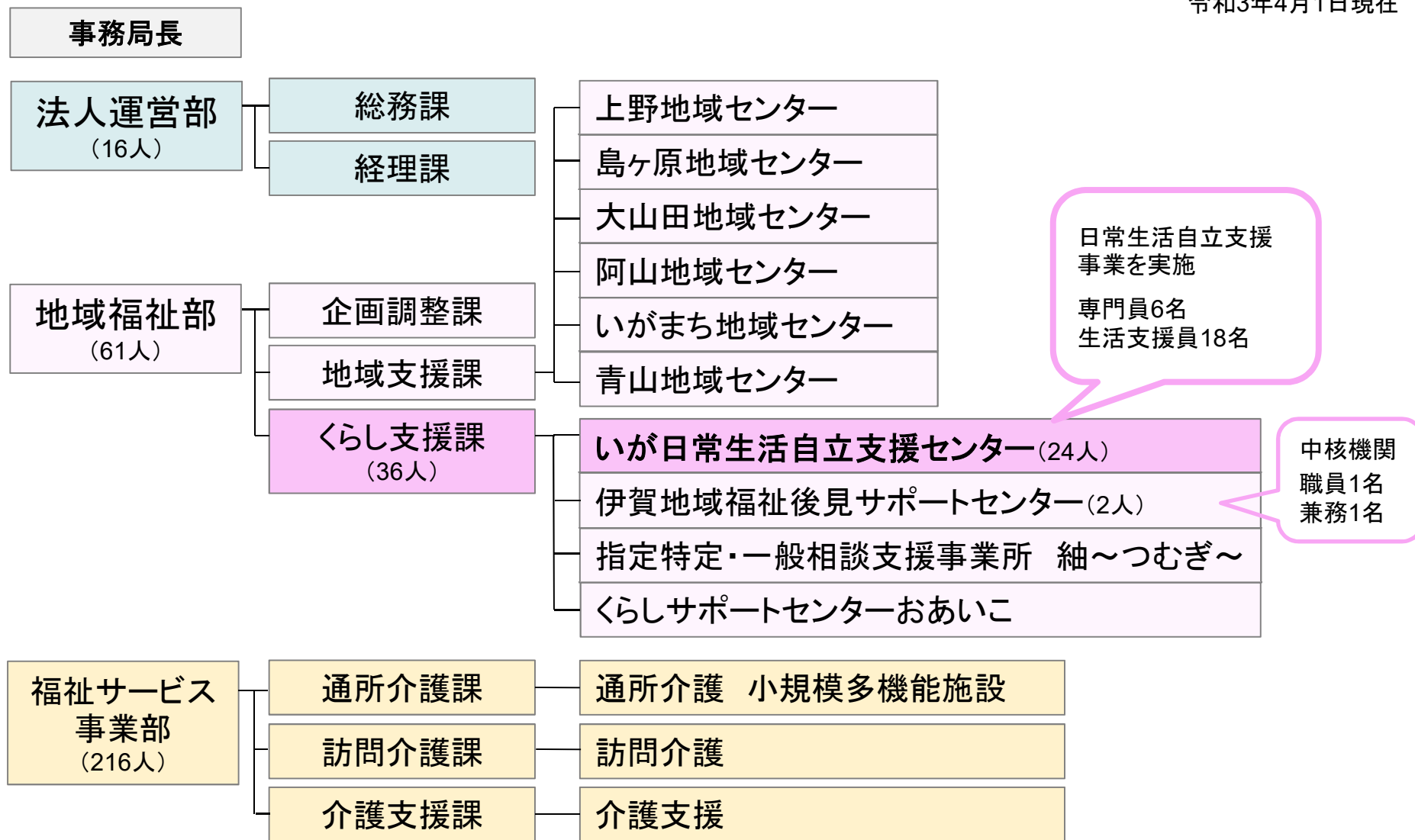
# 伊賀市の概要

- ・ 三重県北西部の伊賀盆地
- ・ 平成16年11月1日、1市3町2村が合併し、伊賀市発足。
- ・ 面積 558.17km<sup>2</sup>
- ・ 人口 89,771人
- ・ 世帯数 40,620世帯
- ・ 高齢化率 33.1%  
(R2.12末現在)

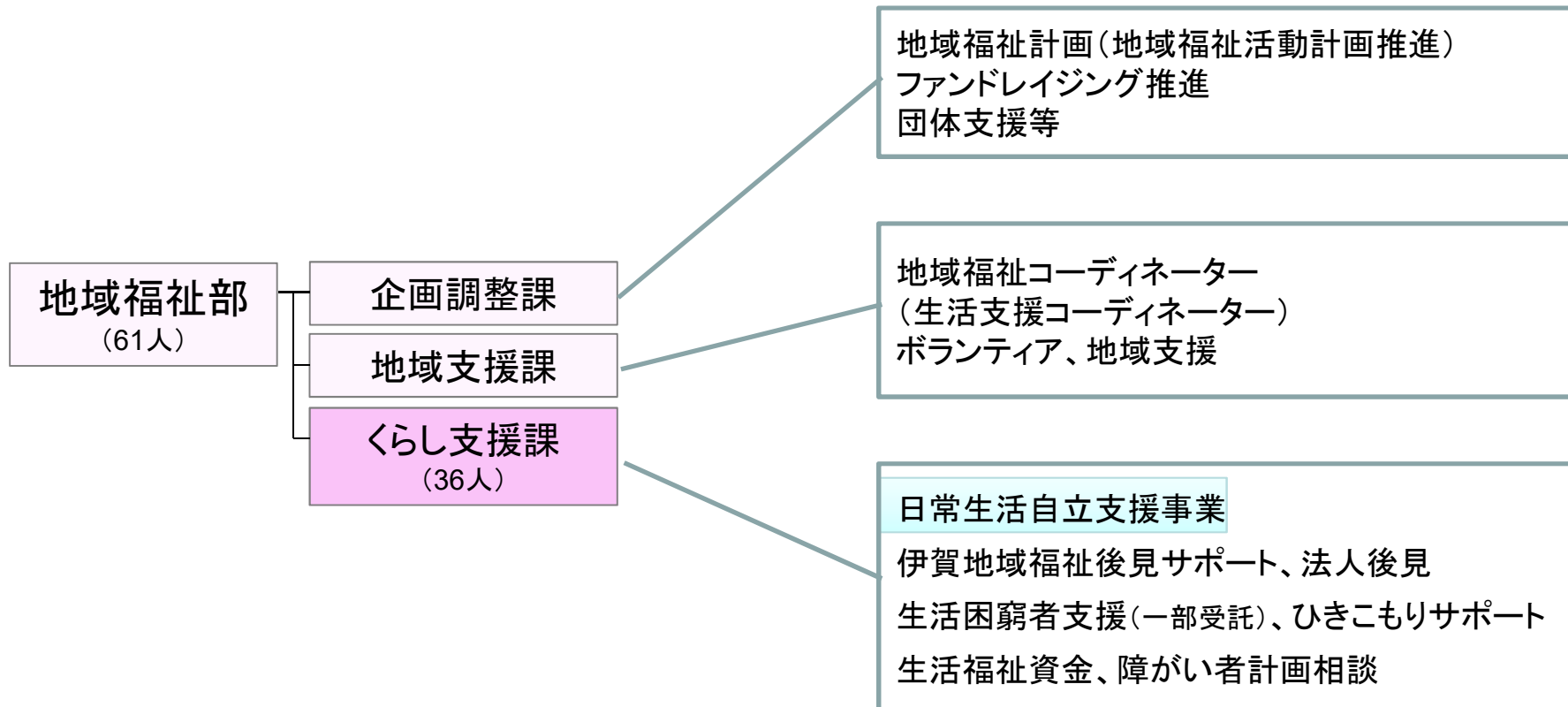


# 令和3年度 伊賀市社会福祉協議会の体制(抜粋)

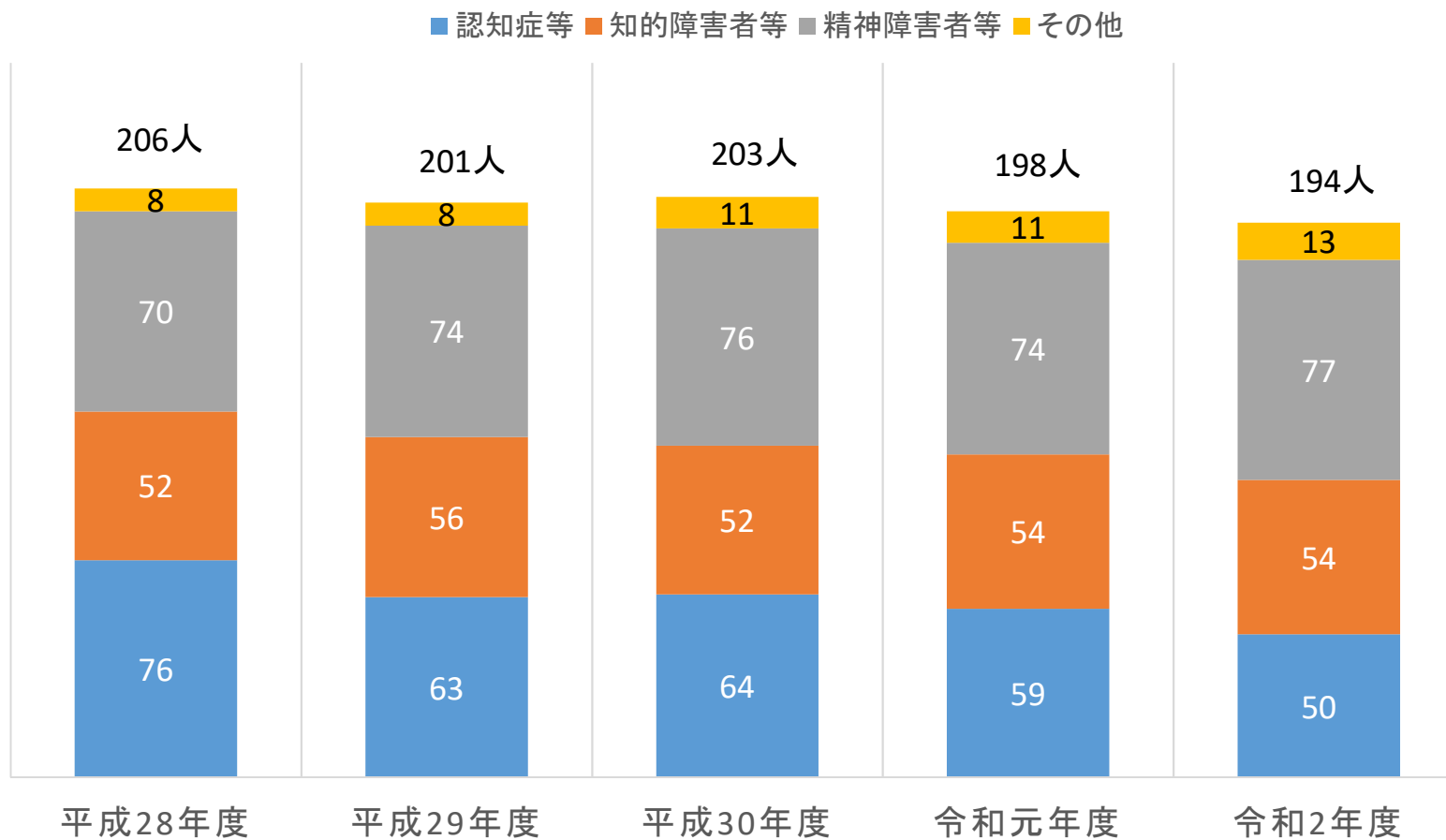
令和3年4月1日現在



# 伊賀市社協 地域福祉部の業務内容



# 日常生活自立支援事業利用対象者別数



# 相談者の状況および相談の特徴

## 令和2年度の新規相談者の内訳

介護支援専門員	16件
障害者相談支援センター	2件
地域包括支援センター	12件
障害者相談支援事業所	4件
生活保護ケースワーカー	6件
その他	4件
他市社協からの移管	3件
合計	47件

殆どが  
関係者からの  
相談

事業そのもの  
の問い合わせ  
よりも、具体的  
な個別事案の  
相談が多い

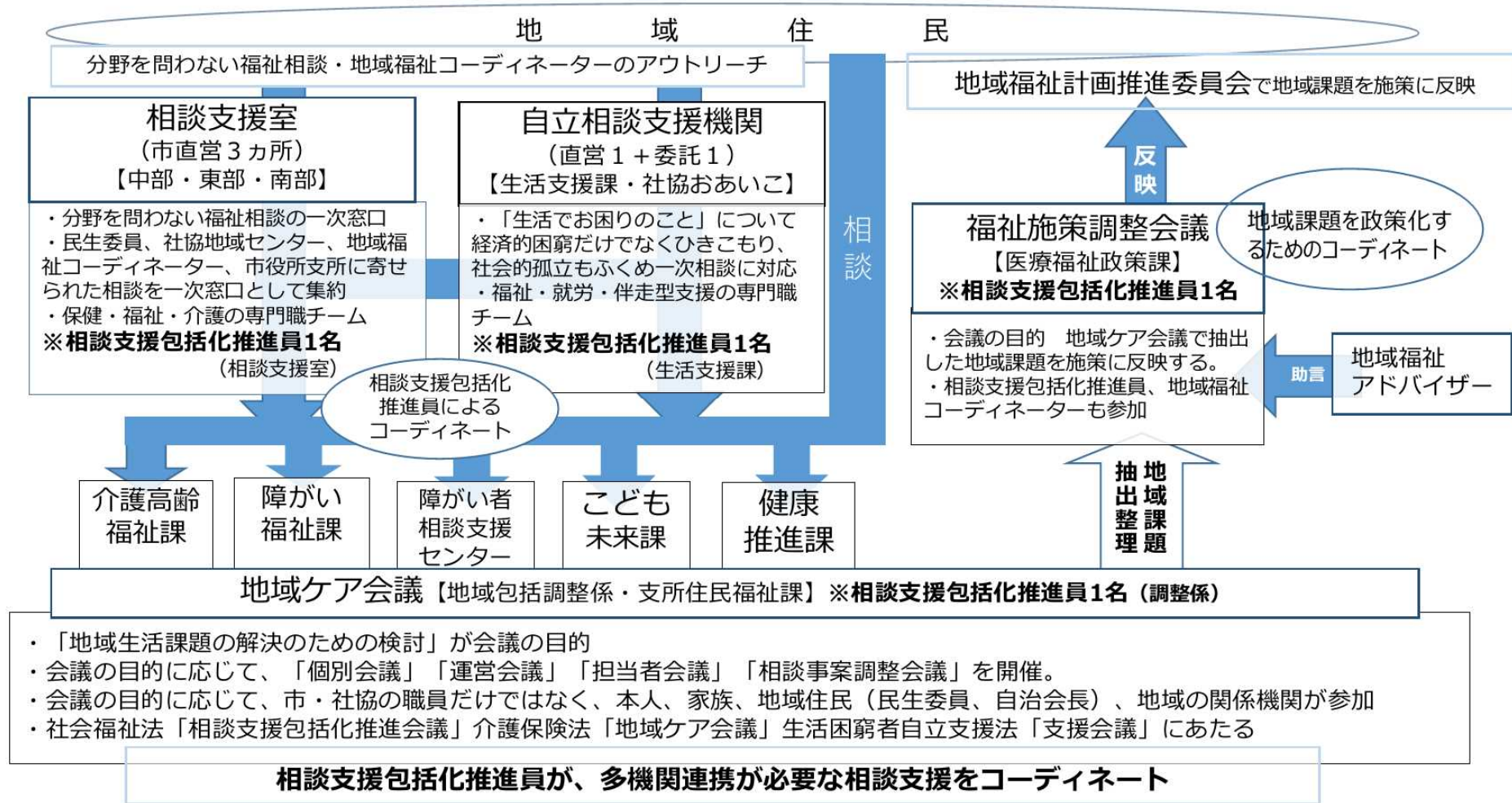
## 問い合わせ・初回相談・相談援助件数の推移

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
問い合わせ件数	1	2	1	1	6
初回相談件数	46	47	40	36	45
相談援助件数	5,893	5,664	6,150	5,769	6,135
合計	5,940	5,713	6,191	5,806	6,186

※相談援助件数は、新規相談事案に加え、すでに契約している事案への援助を含む件数

# 伊賀市における相談支援体制(伊賀市作成)

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



直営の相談機関が行政内部にある

# 契約を結ぶまでに何をするのか

- 「契約を結ぶ」までに、「契約締結判定ガイドライン」として、専門員は本人に面接し聞き取りをおこなっている。  
1週間後に再度本人に面接をおこない、更に、医療・法律・福祉の専門家で構成された「契約締結審査会」において、契約内容を審査している。
- 具体的には、
  - 「何をしてもらえるのか」
  - 「誰がどのように支援するのか」
  - 「利用料(自己負担)がかかること」の3つが、理解頂けるように支援している。  
支援をおこないながら、説明をする場合もある。



# 契約後何をしてもらおうのか(手伝ってもらおう内容)

## 1) 福祉サービスの利用援助

具体例) 福祉サービスを利用する、またはやめるための必要な手続き

## 2) 日常的金銭管理における預貯金の払い戻し手続き

具体例) 日用品等の代金を支払う手続き

## 3) 日常的金銭管理および福祉サービスの利用援助における支払い手続き

具体例) 福祉サービスの利用料を支払う手続き

## 4) 書類等の預かりサービス

具体例) 年金証書、預貯金の通帳、実印・銀行印の保管

# ご本人の判断能力について

日自の対象となりうる場合とは(一例)

- 支援機関及び支援者より支援を受けるということを認識している。
- “契約はやめることができること”を知っている。
- 本人の生活状況及び生活にかかる費用等を本人が概ね把握している。
- 本人のこれからの生活及び生活にかかる費用等に関し(一定の)希望を述べることができる。

⇒ 専門員・生活支援員との調整で支援できる

## ご本人の課題の例

- さまざまな課題がある場合や、あるいは課題を本人が認識出来ていない場合がある

- 多重の債務があると思われるが、一体幾ら借金があるのか分からない
- 税金や家賃を滞納していた・・・
- 消費者トラブルに巻き込まれた・・・
- 行政への手続きができない・・・
- 法的手続きがわからずそのまま至った・・・

## どのように説明、支援をするか(例)

- 就労継続支援施設の相談員同席の場で、説明(安心できる環境での説明)
- 実際の通帳や支払い手続き資料等を見せながら、具体的に説明(依頼する手続きが具体的に分かるようにする工夫)
- 店舗など一緒に出向くなど(事実を直接伝えてもらう工夫)
- 本人と一緒に電話をかけて事業者に問い合わせる(事実の確認、仲立ち)
- 本人と一緒に書類を作成する(回答書等)
- 一度で理解できない場合は、繰り返し説明をする

ご本人が理解し、本人が選び決められるような支援の実施

# どのように支援するか 支援の例①

例) 債務整理の電話をかけるための支援

- 本人の理解と納得
- 優先順位の確認
- 仲立ち
- 見える化

意思決定できるよう支援

## どのように支援するか 支援の例②

- 本人との相談で決めた支援目標については、本人の成長を見据え、専門員や生活支援員の関与がより少なくなるように支援している。
- よって卒業（自己管理等による契約終了）できる事例もある。
- 通帳等の金銭管理の支援をしながら、課題解決への支援を行うことができるため、金銭等具体的な把握がしやすい。
- この点について、助言が中心の生活困窮者自立支援事業の家計改善相談事業との違いがある。
- 債務の解消等の課題解決によって、生活が安定へ向かっていく。

# だれが支援するのか(生活支援員)

具体的支援は、「生活支援員」が実施。

この事業は創設当初から住民参加を意識しており、「生活支援員」の多くは地域住民のなかから研修等を受けた市民(専門職ではない)が従事している。

令和3年4月現在 18名の支援員

40歳代	2名
50歳代	0名
60歳代	7名
70歳代	9名

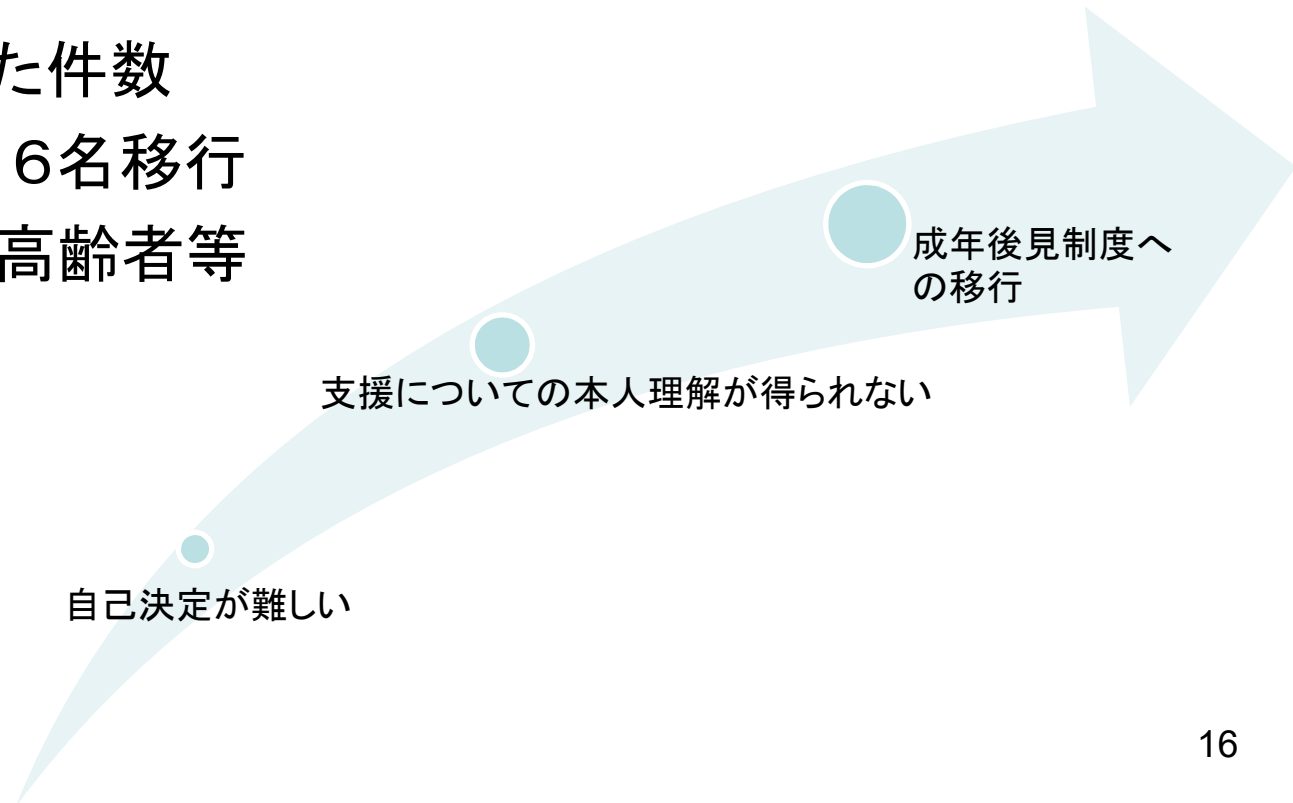
※支援員の上限は75歳

ヘルパー資格所持者、元教員、元施設職員等

地域住民が地域住民を支える中での  
市民としての“普通”の感覚による支援が重要

# 利用できない場合 成年後見制度への移行

- 成年後見制度への移行が必要  
自己決定が難しい場合  
本人理解が得られなくなった場合
- 実際に移行した件数  
令和2年度 6名移行  
主に認知症高齢者等





# 成年後見制度との併用

- 三重県社会福祉協議会では成年後見制度との併用は認められている

## 条件

- 契約締結審査会における承認が必要
- 後見人等が遠方の場合
- 定期的(週単位)での支援が必要な場合
- 本人の希望、日常的な見守りが定着化
- 信頼関係構築に時間がかかる場合など

# 支援の終結

## 令和2年度の終結の理由

本人死亡	17件
本人希望	6件
親族管理	3件
施設管理	3件
後見人等管理	6件
合計	35件

# 新たな社会資源の創設

日自の取り組みを進める中で、課題を把握し、地域に働きかけて、サービスを創設した事例（一部）

- 農福連携
- ひきこもり支援
- 精神障害者支援

詳しくは、参考資料6をご参照ください。



# 日常生活自立支援事業の特徴(果たしている役割)

## ①本人の意思決定を支援する役割

- ・契約解除ができる(終わることができる)
- ・そもそも代理が限定的なので、自己決定支援＝意思決定支援を重視せざるを得ない

## ②複合的な生活課題を解決し、権利擁護を図る役割

- ・悪質商法の被害など本人の変化に早く気づきやすい
- ・あらゆる資源との連携が可能

## ③成年後見制度等の権利擁護支援への入り口としての役割

- ・後見制度に比べて利用のハードルが低い
- ・自己負担が比較的安価でわかりやすい

## ④地域のネットワークをつくる役割

- ・地域住民である生活支援員が、地域で支えている
- ・新たな資源開発につなげやすい

# 伊賀市社協の中で、課題となっていること

- 生活支援員の身分保障
- 専門員の確保(専門性の継承)
- 専門員からの相談助言など支援体制
- 業務改善支援(業務ソフトの導入等)
- (外部・内部)統制の充実
- ハザマをつくらない支援への取組み  
(総合調整機能・重層的支援機能、生活保護等との連携)
- 利用料補助等の利用促進支援
- 予算の確保

## おわりに

- ・ 地域の福祉課題は、地域にこそ解決の手だてがある（継続の重要性）
- ・ 市民や関係機関がつながることで大きな力を発揮する（連携）
- ・ 社協は、地域福祉を進める調整役（人財）
- ・ 地域で安心して暮らし続けるために  
地域でつくる権利擁護支援ネットワークを

伊賀市社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
「ハピたまワン」

